

改定 QMC 610-11-253 (システムワイド)

2016年6月21日

クイーンズ・ヘルスシステム システムワイド管理ポリシー&手順

件名： (慈善医療)

1. 目的

- 1.1. パンチボール(QMC/P)および西オアフ(QMC/WO)のクイーンズメディカルセンター、モロカイ総合病院 (MGH)、北ハワイコミュニティ病院北ハワイコミュニティ病院(NHCH) で診療行為を受けている患者は、資金助成がなければ医療サービスを受けることができないことは周知の事実である。クイーンズ・ヘルスシステムの目標と価値観に沿って医療活動を続けるには、患者の医療費支払能力について確認し、慈善医療の可能性について客観的に検討する必要がある。本ポリシーは、QMC/P、QMC/WO、MGH、NHCH の各病院における医療保険未加入者、医療保険料未払者が慈善医療として医療費の割引を申請する際の適格要件および手順について概説する。
- 1.2. 本ポリシーは、クイーンズメディカルセンター、モロカイ総合病院、北ハワイコミュニティ病院の目標と価値観に沿ったものであり、患者の医療費支払能力について客観的な検討を加えている。

2. 適用

- 2.1. 本ポリシーは、クイーンズメディカルセンター・パンチボール(QMC/P)、クイーンズメディカルセンター・西オアフ(QMC/WO)、モロカイ総合病院(MGH)、北ハワイコミュニティ病院(NHCH) の全診療科に適用される。

3. 執行

- 3.1. 本ポリシーは、システムリーダーシップ委員会、QHS 理事会の承認および QHS 副会長兼最高財務責任者および QHS 副会長兼最高執行責任者の署名をもって発効する。

4. 定義

- 4.1. 必要医療行為：入院患者、通院患者への医療行為、および病気治療または患者の身体的機能の改善のための診察、処置行為に合理的必要性のある医師による医療行為を意味する。
- 4.2. 地域、州、連邦のヘルスケア・プログラム：地域、州、連邦のヘルスケア・プログラムとは、メディケア、メディケアアドバンテージ、サービスに関するメディケアプライベート・フィー、メディケード、QUEST、国防厚生管理本部医療サービス、退役軍人管理局医療サービス、連邦/州政府資金援助を受ける地方政府プログラムを意味する。
- 4.3. U.S. カバレッジ：U.S. カバレッジとは、ヘルスプランまたは米国 50 州内（米国領も含む）で登録し、活動をしている保険業者の医療保険、米国政府ヘルスプログラム（メディケア、メディケード、国防厚生管理本部医療サービス、退役軍人管理局医療サービスなど）を意味する。
- 4.4. 医療保険未加入者：医療保険に未加入の患者を意味する。医療費自己負担者ともいう。
- 4.5. 医療保険一部加入者：無過失保険、旅行保険、AARP 補償、AFLAC 補償、その他の医療保険に未加入の患者を意味する。患者の医療処置は患者加入保険では保険対象となっていない。

5. ポリシー

- 5.1. 医療保険に加入していない患者または医療費に見合う十分は資金を有していない適格性のある患者に対して必要医療行為の医療費の割引が適用される。
- 5.2. QMC/P、QMC/WO、MGH、NHCH に雇用されていない医師が行った医療行為（麻酔、放射線、開業医などの医療行為）は、このポリシー適用外とする。

付属書 A (ポリシー適用医療提供者) は、本ポリシー適用の必要医療行為の提供者リストである。

- 5.3. メディケード、メディケード管理ケア、病院慈善医療の対象として適格性があるかどうか、患者の証拠書類の審査を入院前、入院時、退院時に実施する。

州または連邦ヘルスケア・プログラムに患者が該当する可能性が高い場合、病院は当該患者に支援とガイダンスを施す。

- 5.4. 健康保険未加入者は、医療費支払の際、資金助成申請および慈善医療ポリシーについて口頭で告知される。

- 5.5. 慈善医療の割引は以下の患者には適用されない：

地域、州、連邦のヘルスケア・プログラムに適格性のある患者
U.S. カバレッジ (定義を参照) を保有している患者
メディケードが経費分担の問題で拒否された期間に医療行為を受けた患者

- 5.6. クイーン・エマ・クリニック (QEC)、歯科診療、医薬品代の割引は最少額の自己負担分とする。

- 5.7. 慈善医療ポリシー適格性のある患者の慈善医療割引は、1) 資金助成申請書提出日、または 2) 直近の入院日のどちらか早い方の日付から 1 年間有効とする。慈善医療ポリシー適格は、1) 付属書 B (収入・財産による割引対象者) 適用による患者の収入に変化があったとき、または 2) 患者が U.S. カバレッジを保有するに至ったときの 1 年前に終了する。

患者は慈善医療割引を再申請することができる。

- 5.8. 過剰な医療費を負担する患者は、本ポリシーの下、ケースバイケースで慈善医療割引の対象者として検討する。過剰な医療費を負担する患者は、家族収入で医療保険に加入することができ、当該保険料支払いの後で、当該医療費が本ポリシーの下、慈善医療割引の対象となるか検討する。この取り扱いは条項 5.5 の例外とする。

6. 適格要件

- 6.1. 収入適格基準は、米国市民・居住民対象の連邦政府貧困レベル、および外国籍居住者対象の国内最低賃金と資産 25,000 ドル以下のレベルに基づいて決定される。付属書 B を参照。

患者が健康保険未加入、加入期限切れ、または利用可能な保険給付が受けられなくなった場合、および患者の年収が付属書 B 記載の基準以下の収入に該当する場合、および資金助成申請書（付属書 C）、収入証明書を提出した場合に患者は慈善医療割引の対象となる可能性がある。

- 6.2. 医療行為を受けてから 1 年以内に事前・事後のメディケード/Quest の適格性を有する患者は適格性ありとみなされ、慈善医療申請要件は免除される。

7. 慈善医療の申請方法

- 7.1. 本ポリシーに基づいて慈善医療を申請する患者は、資金助成申請書を記入し、QHS 病院患者アクセス部または QHS 事業サービス部に提出する必要がある。資金助成申請書の代わりに患者の Med-Quest 申請書を使用することができる。
- 7.2. 資金助成申請書は、各病院のウェブサイトで購入することができる。
- 7.3. 医療保険未加入者への医療費請求書には、資金助成が受けられる旨の通知を含める。

8. 資金助成申請書および慈善医療割引の審査手順

- 8.1. 付属書 B に基づいて患者の割引きの適格性を決定する。慈善医療申請書は、患者アクセス部または事業サービス部のスタッフが患者の収入額により審査を行う。
- 8.1.1. 付属書 B に基づく資産限度額以下の患者には、割引の適格性があることを通知する。割引額は、付属書 B に定められる割合に基づいて算出する。割引後の支払額については、支払計画書を作成する。
- 8.1.2. 付属書 B に基づく資産限度額以上の患者には、割引の適格性がないことを通知する。
- 8.2. 患者アクセス部または事業サービス部のスタッフは、メディケード/QUEST 適格性が確認された患者および（または）メディケード/Quest に請求した患者の自己負担額を精査する。

患者アクセス部または事業サービス部のスタッフは、付属書 B に従って割引額を決定する。

患者アクセス部または事業サービス部のスタッフは、割引額について患者に通知し、割引後の支払額について支払計画書を作成する。

- 8.3. 本ポリシーに基づき資金助成を受けることが決定した患者に対しては、緊急医療、必要医療行為にかかる一般的医療費以外の病院サービス料を請求しない。連邦法規に従い、病院はメディケアのサービス手数料プログラムが医療に対して適用する金額を請求額として決定する（メディケアとメディケア受取人が合同で支払う合計金額）。
- 8.4. 医療保険未加入患者は、付属書 B の「収入・資産適格および割引率」に基づき割引最低レベルが適用されるものとみなす。病院は、本ポリシーの下で資金助成を申請できることを該当する患者に通知する。

9. 未払いに対する措置。 病院は、患者による医療費未払があり、合理的な徴収を行った場合、以下の措置をとることができる。

- 9.1. 患者のアカウント（医療費支払）は医療費徴収機関に託される。
- 9.2. 医療費未払の患者に対する法的措置は、以下の条件の下、実施される。
 - 患者のアカウント（医療費支払）は、退院後の最初の医療費請求日から 120 日以上管理する。
 - 病院は、本ポリシーの下で患者が資金助成の適格性があるかどうかの判断に当たって合理的な努力をする。
 - 本ポリシー、資金助成、申請手順について患者に口頭で伝えるよう合理的な努力がなされている。
 - 患者が第三者から傷害を受け、それに対して法的措置を提起しているアカウント（医療費支払）は、上記条件の対象外とする。
 - 法的徴収措置のため、アカウント（医療費支払）は QHS 法務部によって承認されている。

10. アカウト（医療費支払）関連書類および処理

- 10.1. 患者の資金助成申請、慈善医療関連の確認事項はすべて患者のアカウント（医療費支払）記録に文書化する。
- 10.2. 資金助成の適格性が承認され次第、慈善医療について適宜処理し、文書化する。

11. 患者およびその他一般の人々への慈善医療ポリシーの告知

- 11.1. 慈善医療の申請可否については、医療費請求書への記載、病院内の各診療科、入院受付窓口等への掲示な様々な手段を用いて告知する。慈善医療関連情報は、各病院のウェブサイトでも掲載する。

慈善医療ポリシー概要説明書は付属書 D として添付する。

- 11.2. 本慈善医療ポリシーの文書は、要請すれば各病院の患者アクセス部担当または事業サービス部担当から無料で入手することができる。

資金助成ポリシー、資金助成申請書、資金助成ポリシー概要説明書は、日本語、サモア語、ベトナム語、韓国語、中国語、トンガ語、チューク語、タガログ語の翻訳文が用意されている。

- 11.3. 資金助成ポリシーの文書は、病院からの資金助成を必要とする人が所属するハワイコミュニティ団体に配布する。当該病院は、Institute for Human Services（人的サービス協会）、Kokua Kalihi Palama（コクア・カリヒ・パラマ）、Waianae Coast Comprehensive Health Center（ワイアナエ・コースト総合ヘルスセンター）、Waimanalo Health Clinic（ワイマナロ・ヘルスクリニック）などを含む。

本ポリシーについてのお問い合わせは、事業サービス部マネージャーに電話（691-8702）で連絡してください。

Robert Nobriga（ロバート・ノブリガ）
副会長兼最高財務責任者

Jason Chang（ジェイソン・チャン）
副会長兼最高執行責任者

クイーンズ・ヘルスシステム システムワイド管理ポリシー&手順
慈善医療ポリシー
2016年6月21日

附属書： 附属書 A - ポリシー適用医療提供者
附属書 B - 収入・財産による割引対象者
附属書 C - 資金助成申請書
附属書 D - 慈善医療ポリシー概要説明書

承認：QHS システムリーダーシップ委員会 2016年5月27日

承認：QHS 理事会 2016年6月21日

配布先：クイーンズ・ヘルスシステム関連団体

このポリシー・手順は、クイーンズ・ヘルスシステムおよび関連団体向けの文書で、事前承認なく他の団体、個人に配布することはできません。

附属書 A

本ポリシーの適用を受ける医療提供者は以下のウェブサイトを参照：

www.queens.org/FinancialAssistance/coveredproviders

www.molokaigeneralhospital.org/financialassistance/coveredproviders

www.nhch.com/financialassistance/coveredproviders